

学校法人のセグメント情報の検討に関する意見

2023年7月7日

日本公認会計士協会
常務理事 稲垣 正人

令和5年度第2回学校法人会計基準の在り方に関する検討会の資料を踏まえて、セグメント情報に関する議論について以下のとおり意見を提出します。

1. 学校法人がセグメント情報を作成するためには、具体的な作成基準が必要である。また、作成基準がなければ会計監査をすることができない。明確な配分基準を会計基準において策定するとともに、各学校法人において具体的な配分方法を定めることが必要である。
2. 第2回検討会の資料3「計算書類・附属明細書の考え方(案)」にある「内訳表については、必ずしも部門別の教育研究コストの実態を表すものとはなっていないことから、開示対象とする書類としては適当とは言えず」という記述について賛同する。新たに、実態を表すセグメントに関する会計基準を別途設定する必要があると考える。
3. セグメント情報開示の目的を明確にすることにより設定すべきセグメントの内訳や項目が明らかになると考える。例えば、学校法人においては継続的に安定した経営をしていく観点から中長期的な収支均衡が求められていることを考慮すると、説明責任として繰越収支差額を表示する必要があるかもしれない。
したがって、どのような目的であるかを明確にして、開示すべき内容について貸借対照表項目を含めて検討する必要がある。

以 上